

上下水道使用料についてのお知らせ

検針票が「上下水道使用水量のお知らせ」の様式に変わります

3月から実施する水道メーターの検針を、2か月に1回の「隔月検針制度」に変更（広報おおず2月号掲載）します。検針の際に各使用者に届けている検針票が、「上下水道使用水量のお知らせ」の様式に変わりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】 市役所水道課 ☎ 24 3 7 5 3（直通）

上下水道使用水量のお知らせ

①

② 使用者番号		検針地区	
③ 上水用途	下水用途		
④ 量水器	口径		
⑤ 検針日	検針員		
⑥ 使用期間			
今回の指針		前回の指針	交換時水量
⑦		⑧	⑨ m ³
⑩ 今回の使用水量			
水道 m ³		下水道 m ³	
今回の使用水量を当月分と翌月分に分けて徴収します。			
⑪ 請求予定額		請求予定額	
円		円	
内訳		内訳	
水道	m ³ 円	水道	m ³ 円
下水	m ³ 円	下水	m ³ 円
口座振替日は、各月の24日です。ただし、当該日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日となります。			
⑫ 備考			
上下水道料金口座振替済のお知らせ			
⑬ 振替額		振替額	
円		円	
内訳		内訳	
水道	m ³ 円	水道	m ³ 円
下水	m ³ 円	下水	m ³ 円
口座振替日		口座振替日	

上記のとおり指定口座より振替させていただきます。

大洲市 水道課

※裏面もお読み下さい。

- ①住所・氏名…使用者の住所・氏名
- ②使用者番号・検針地区…給水申込みの際、設けられた番号（問い合わせ時に必要）・使用者の検針コースコード
- ③上水用途・下水用途…上水用途種別名・下水種別名
- ④量水器・口径…量水器メーター番号・検針する水道管の口径
- ⑤検針日・検針員…今回検針した日・検針をした検針員の名前
- ⑥使用期間…今回検針した水量の使用期間

- ⑦今回の指針…今回検針したメーターの表示数値
- ⑧前回の指針…前回検針したメーターの表示数値
- ⑨メーター交換時水量…メーターを交換した時の前回検針日から交換日までの使用水量
- ⑩今回の使用水量…前回検針日から今回検針日までの使用水量
- ⑪請求予定金額…使用水量から算定した今月分と次月分の請求予定の上下水道料金の合計（税込）と上下水道の内訳

- ⑫備考…使用者へのお知らせなど
- ⑬口座振替済のお知らせ…先々月・先月の口座振替日および口座振替で納付した上下水道料金の合計（税込）と上下水道の内訳

◆お願い◆

引越などにより上下水道の使用を開始、中止、廃止する場合は、4〜5日前までに水道課または下水道課に、ご連絡ください。もし、この連絡がなければ、使用したい時に水がでなかったり、使用していない上下水道料金が発生いたします。

【連絡先】

市役所水道課
☎ 24 3 7 5 3（直通）
市役所下水道課
☎ 24 2 1 1 1
(内線 2 5 2)

例 偶数月検針地区で4月14日に検針を終えた使用者が、5月30日に転居した場合
4月14日の検針後の転居で、すでに4月分と5月分の通常使用料金が算定されているため、4月15日〜5月30日までの46日分は6月分と7月分として料金を算定します。
検針日後からの日数によっては、転居後2か月分の請求になる場合がありますので、ご注意ください。

引越をしたときの注意
検針サイクルの関係上、検針日から転出までの料金は、一定期間を過ぎて算定するため、転出後に請求します。

上下水道使用料についてのお知らせ

平成21年4月分から

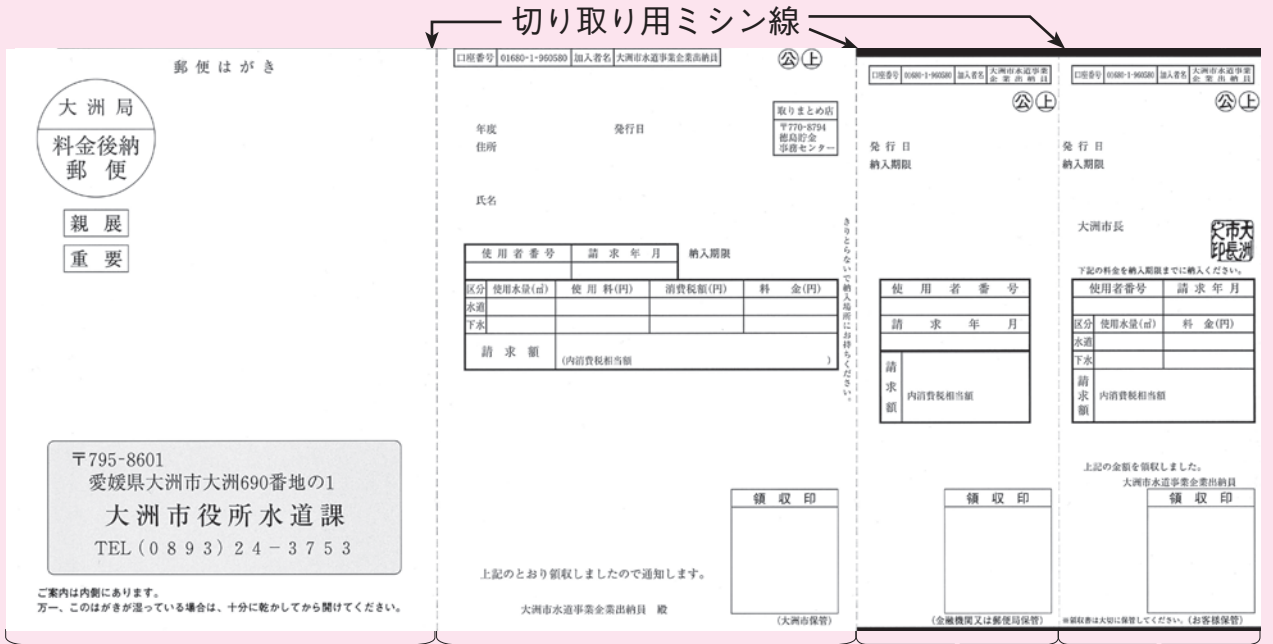
水道料金納入通知書(納付書)が

新しくなります

用紙が圧着式「はがき」に!

封筒にて送付していましたが、圧着式の「はがき」タイプになります。

上下水道料金納入通知書 (納付書)



郵便はがき表面

大洲市保管用納入済通知書

金融機関保管用
納入済通知書

お客様保管用納入
通知書兼領収書

「上下水道料金納入通知書」
に変わります

4月分より、下水道使用料、農業集落排水施設使用料にかかる窓口業務を、水道課に一元化することにより、請求が「上下水道料金納入通知書」の1枚となり、上下水道料金を合わせた金額で、指定金融機関などでお支払いいただくこととなります。

なお、お支払いの際は、はがきを開けた後、切り取らず持参してください。

「水道料金納入通知書(納付書)」の使い方について

様式の変更にともない

上下水道料金の支払いは
便利な口座振替で

仕事などで料金の支払いに、金融機関などに行くことが難しい人は、便利な口座振替をご利用ください。なお、口座振替の申込みは、各金融機関窓口などでお手続きください。

「口座振替不能通知書」

および「督促状」も変わります!

現在、水道課窓口での納付をお願いしています「口座振替不能通知書」および「督促状」の圧着式はがきに、納入通知書(納付書)機能が加わり、4月分使用料の未納分から、はがき裏面記載の指定金融機関などでの納付ができるようになります。

【問い合わせ先】市役所水道課 ☎ 243753 (直通)

「大洲都市計画区域と長浜都市計画区域の統合」 「大洲都市計画区域マスタープランの決定」 および 「都市計画区域の統合に伴う名称変更」 を行いました

平成17年1月に合併した大洲市には、これまで「大洲都市計画区域」と「長浜都市計画区域」という2つの都市計画区域がありました。

市町村合併以降、大洲市は愛媛県とともに、2つの都市計画区域の統合を検討し、愛媛県が法的な手続きを進めてきました。

また、愛媛県は、統合されて1つになる都市計画区域を対象に、その区域内の今後20年間の整備、開発および保全の方針を定める「大洲都市計画区域マスタープラン」の策定を進めてきました。

さらに、大洲市は、都市計画区域の統合に伴って、長浜都市計画区域という名称がなくなるため、都市施設などの名称変更のための法的な手続きを進めてきました。

これらの手続きが、1月13日(火)に完了し、愛媛県と大洲市が都市計画決定などの告示を行いましたので、お知らせします。

今後、大洲市の都市計画は、統合された都市計画区域を、一体の都市として総合的に整備、開発および保全していく方針ですので、ご理解とご協力をお願いします。

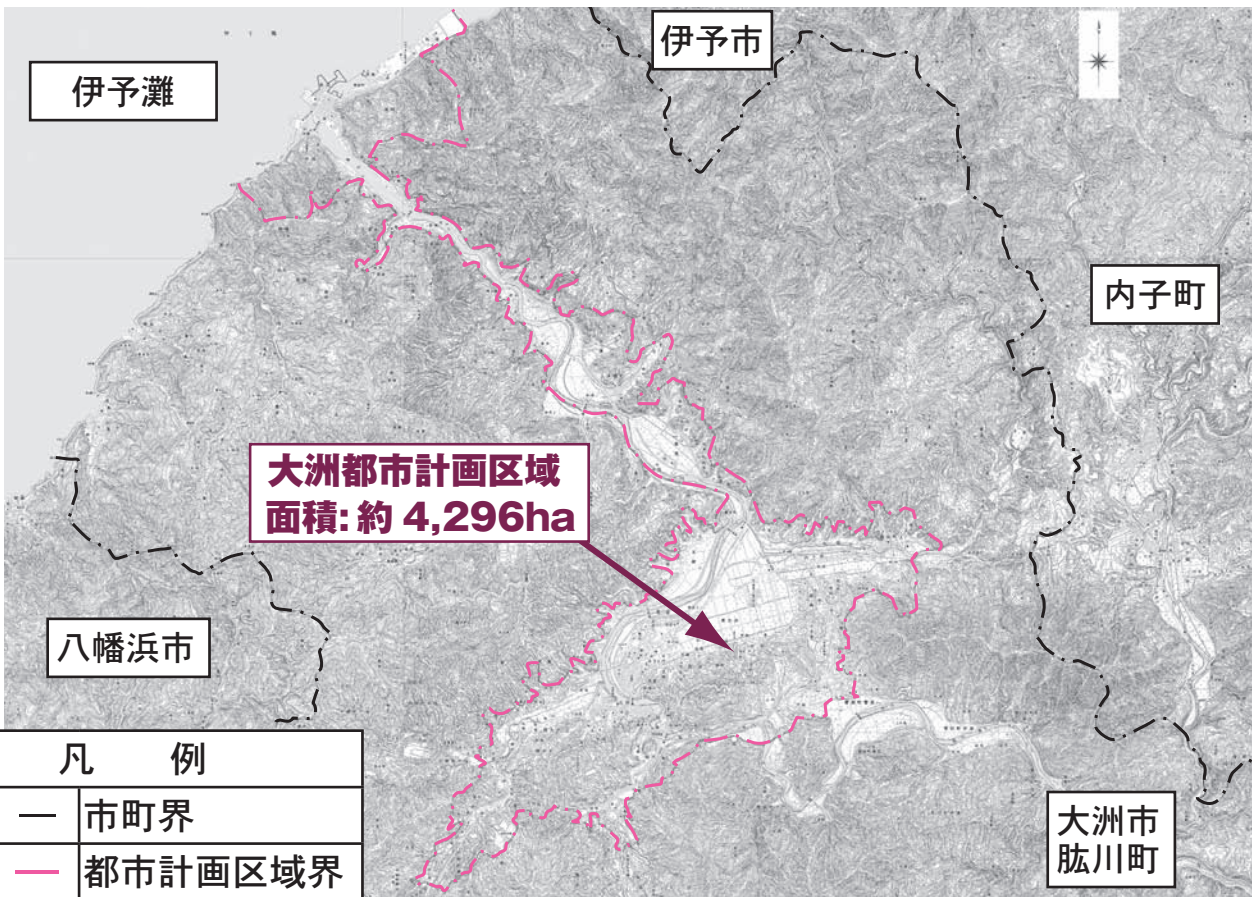
【問い合わせ先】

市役所都市整備課都市計画第1係

☎ 24 2111

(内線 244・245)

大洲市の都市計画区域図



交通災害共済のご案内

交通災害共済

3月1日
受付開始

交通災害共済は、愛媛県市町総合事務組合が行っている公的共済制度です。各行政区長さんを通じて申込書（住所・氏名記入済み）を配布します。万一の場合に備えて、家族で加入しましょう。

加入申し込みについて

加入を希望される人は、指定金融機関で直接納付してください。加入申込書については、平成21年2月1日（基準日）に、大洲市に住居登録のある人へ、区長会による配布や郵送などで送付します。

基準日以降に大洲市に転入された人や加入申込書をなくされた人で、加入を希望される場合は、市役所総務課地域安全係または各支所総務商工課、各連絡所に備え付けの白紙申込書に記入し、指定金融機関に納付してください。

加入資格

大洲市に居住し、住民基本台帳に記録または外国人登録されている人、および共済加入者の被扶養者で大洲市外に居住している人。

掛金（1人年額）

大人 700円
中学生以下 300円

共済期間

平成21年4月1日から1年間

保険金が支払われるとき

適用となる交通事故とは、日本国内で、航空機・船舶・自動車・電車・バス・モノレール・トロリーバス・自動車・原動機付自転車・自動車・荷車・車いすなどの交通により、歩行者や交通乗用具に乗っている共済加入者が、軌道そのほか道路交通法に規定する道路など（一般の交通の用に供する場所）で交通乗用具の接触または衝突などにより災害を受けた場合に適用されます。無免許運転、飲酒運転、故意、自殺による事故は同乗者を含め適用されません。

万一、事故に遭ったときは

自損事故によるけがでも、軽いけがでも必ず警察へ届けてください。

問い合わせ先

- 市役所総務課地域安全係 2111 (内線322)
- 長浜支所総務商工課 1111 (内線12・18)
- 大洲支所総務商工課 2311 (内線11)
- 河辺支所総務商工課 2111 (内線124)

災害見舞金の支払額

災害の程度	金額
死亡	1,000,000円
医師の治療実日数200日以上 の傷害	150,000円
医師の治療実日数100日以上 200日未満の傷害	120,000円
医師の治療実日数70日以上 100日未満の傷害	100,000円
医師の治療実日数50日以上 70日未満の傷害	80,000円
医師の治療実日数30日以上 50日未満の傷害	60,000円
医師の治療実日数16日以上 30日未満の傷害	30,000円
医師の治療実日数7日以上 16日未満の傷害	20,000円

自動車安全運転センター事務所長の発行する交通事故証明書、またはこれに準ずる交通事故を証明する書類の提出がない場合、災害見舞金は半額となります。

〒795-0012 000100 大洲1区 大洲市大洲690番地の1 大洲 太郎 様 (0000000001)	愛媛県市町総合事務組合 交通災害共済掛金領収書 大洲 太郎 様 掛金合計 1,000円 大人 1人 小人 1人 領収日付印	愛媛県市町総合事務組合交通災害共済掛金 加入者 大洲 太郎 掛金合計 1,000 金融機関名 伊予銀行 大洲支店 口座番号 (普) 1740664 口座名義 愛媛県市町総合事務組合交通災害共済大洲支店 (掛金) 支部長大森隆雄 領収日付印 大洲市
○納付場所 ・伊予銀行 ・愛媛たいき農業協同組合 ・伊予銀行 ・伊予信用金庫大洲支店 ・伊予銀行大洲支店 ・四国労働金庫八幡浜支店	○問い合わせ先 ・大洲市役所 総務課 地域安全係 0893-24-2111 (内線322) 愛媛県市町総合事務組合長	

世帯主氏名 大洲 太郎	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>氏名</th> <th>整理番号</th> <th>加入</th> <th>掛金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大洲 太郎</td> <td></td> <td>×</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大洲 花子</td> <td></td> <td></td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>大洲 次郎</td> <td></td> <td></td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">掛金額計</td> <td>1,700</td> </tr> </tbody> </table>	No	氏名	整理番号	加入	掛金	1	大洲 太郎		×	700	2	大洲 花子			700	3	大洲 次郎			300	4					5					6					7					8					9					10				1,000	掛金額計				1,700
No		氏名	整理番号	加入	掛金																																																								
1		大洲 太郎		×	700																																																								
2		大洲 花子			700																																																								
3		大洲 次郎			300																																																								
4																																																													
5																																																													
6																																																													
7																																																													
8																																																													
9																																																													
10				1,000																																																									
掛金額計				1,700																																																									
住 所 大洲市大洲690番地の1																																																													
区 名 大洲1区 00000000001																																																													
愛媛県市町総合事務組合交通災害共済大洲支店																																																													
市町名 大洲市 担当 総務課																																																													
右のとおり領収したので通知します																																																													
領収日付印																																																													
・加入されない方は、×を付けて下さい。 ・右欄に氏名のない方が、加入される場合は、申込書空欄の氏名欄に氏名、整理番号欄に生年月日、掛金欄に掛金をご記入ください。																																																													

▲加入されない人は加入申込書の加入欄に「×」を記入してください。

自衛官募集相談員の委嘱式

平成20年12月19日、大洲市役所において自衛官募集相談員の委嘱式が行われ、大洲市長と自衛隊愛媛地方協力本部長との連名により、9人（各中学校区1人）の方が、自衛官募集相談員として委嘱されました。

募集相談員委嘱者

- 河野 靖 様 (北裏地区)
- 山本 公男 様 (市木地区)
- 藏田ケイ子 様 (平野地区)
- 西村 豊 様 (菅田地区)
- 松徳 金吉 様 (新谷地区)
- 上田 裕穂 様 (上須戒地区)
- 矢間 一義 様 (長浜地区)
- 福山 保 様 (長浜地区)
- 松本 明 様 (河辺地区)

募集相談員の意義

安定した入隊者の確保はもとより、防衛基盤の育成にも極めて重要な役割を担っています。

募集相談員とは

自衛官志願者に関する情報の提供、地方協力本部の行う募集のための一般のおよび個別の広報に対する援助を実施していただく人です。

問い合わせ先

- 自衛隊愛媛地方協力本部大洲地域事務所(大洲市役所5階) 244123